

複写サービスの供給に関する契約書（案）

福島県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
とは、下記の条項によりデジタル複合機（以下「複合機」という。）による複写サービスの供給について、契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、乙が複合機を甲の使用に供し、適切な操作方法を指導するとともに、複合機が常時正常な状態で稼働し得るように保守を行い、複写サービスに必要な消耗品（用紙及びホチキス針を除く複合機稼働に必要な消耗品とする。以下「消耗品」という。）を円滑に供給することを目的とする。

（契約の内容）

第2条 乙は、この契約に定めるもののほか、別紙1 複写サービス仕様書に従い、前条に定める契約の目的を確実に履行するものとする。

（複合機の設置場所）

第3条 複合機の設置場所は、次のとおりとする。

学校名	設置場所	台数
福島県立あだち支援学校	二本松校舎 事務室（1階）	1台

（複合機の引渡し）

第4条 乙は、令和7年8月1日に複合機を完全に使用できる状態にして、甲に引き渡さなければならない。

（履行期間）

第5条 この契約の履行期間は、令和7年8月1日から令和9年9月30日までとする。
ただし、翌年度以降この契約に係る予算の減額又は削減があった場合、甲はこの契約を解約できるものとする。

2 前項ただし書きの場合において、甲はこれによって生じた乙の損害については、その責めを負わない。

（複写サービス料金）

第6条 複写サービス料金（用紙代は除く。）の片面1枚当たりの単価、予定枚数等は、次のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

種類	単価	予定枚数（26ヶ月）
モノクロ	〇．〇〇円	295,000枚
カラー	〇．〇〇円	9,000枚

- 2 当該契約の予定枚数を超えて使用する場合、又は予定枚数に満たない場合であっても、当該契約期間中は同一単価をもって処理するものとする。
- 3 第1項の単価について経済情勢の著しい変動及びその他やむを得ない事由により改定を要するときは、改定の1か月前までに甲、乙協議して定める。

(複写サービス料金の請求)

第7条 乙は毎月末日において甲の職員の確認を受けて、複写サービスの利用枚数を算出し、当該枚数に単価を乗じて得た金額(円未満切捨て)に消費税及び地方消費税を加えた金額を甲に請求するものとする。

- 2 前項の複写サービス利用枚数の算出に当たり、総複写枚数の1パーセントを、乙の責に帰すべき原因による不良の複写(乙が複写機の保守に当たって、複写機の点検と調整のため使用した複写を含む。)とみなし、総複写枚数から控除する。なお、控除枚数に小数点以下の端数が生じた場合は、当該端数を切り上げるものとする。

(複写サービス料金の支払)

第8条 甲は、乙から適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に複写サービス料金を支払うものとする。

- 2 甲は、自己の責めに帰すべき理由により複写サービス料金の支払を遅延した場合は、乙に対し、前項の期間満了の翌日から支払の日まで「政府契約の支払防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率」の割合で計算した遅延利息を支払うものとする。この場合において、当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(複合機の保守)

第9条 乙は、複合機を甲が常時正常な状態で使用できるように保守を行うものとする。

- 2 前項の保守を行うために、乙は定期的に係員を設置場所に派遣して点検、調整を行わなければならない。
- 3 複合機が故障した場合は、甲の請求により、乙は直ちに係員を派遣して修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。
- 4 乙が実施する作業は、原則として平日の9時から17時までの間に行うものとする。

(消耗品の取替え等)

第10条 乙は、点検又は甲の通知に基づき、複写品質維持のため乙が必要と認めたときは、消耗品を取り替えるものとする。また、乙は、巡回又は甲の申出によって予備消耗品の不足を知ったときは、当該消耗品を速やかに供給するものとする。

(複合機及び消耗品の所有権)

第11条 複合機及び消耗品の所有権は乙に属し、甲はそれらを善良な管理者の注意義務

をもって使用、管理しなければならない。なお、消耗品については、乙所定の保管要領に従うものとする。

- 2 甲は、複合機及び消耗品が乙の所有であることを示す表示等をき損するなど、複合機の原状を変更するような行為並びに消耗品を他の用途に流用する行為をしてはならない。

(契約の解除)

第 12 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、いつでも契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙が解除を申し出たとき。

二 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があつたとき。

三 乙が正当な理由なく契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

四 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号）第 4 条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

五 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（契約の相手方が個人である場合にはその者又はその他経営に実質的に関与している者を、契約の相手方が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 契約の相手方が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘ

に該当する場合を除く。)に、契約権者が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第 13 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約を履行しなかった期間における予定枚数に第 6 条第 1 項の単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税を加えた金額の 10 分の 1 を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

(乙の解除権)

第 14 条 乙は、甲が正当な理由なく契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったときは、契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第 15 条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第 16 条 乙は、甲が故意又は重過失によって複合機に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができる。

2 前項の場合において、動産総合保険で補填された損害に対しては、前項の規定にかかわらず、乙は甲に請求しないものとする。

3 甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、第 12 条に規定

する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約に基づく単価に予定数量を乗じて算出した額に消費税及び地方消費税を加えた金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日付け公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合、その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

4 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（機密の保持）

第17条 乙は保守の実施に当たって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

（個人情報の保護）

第18条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別紙2個人情報取扱特記事項を守らなければならない。

（複合機及び消耗品の返還）

第19条 第5条、第12条又は第14条の規定によりこの契約が終了した場合、甲は、複合機及び消耗品を速やかに乙に返還するものとする。この場合において、当該返還に要する費用は、乙の負担とする。

（その他）

第20条 この契約に定めのない事項及び契約の条項に疑義を生じた場合は、必要に応じ甲、乙協議してこれを定めるものとする。

（紛争の解決方法）

第21条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

(甲) 発注者 福島県二本松市安達ヶ原1丁目55-1
福島県
福島県立あだち支援学校長 七宮 弘暁

(乙) 受注者

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受け

なければならない。

（事故発生時における報告等）

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

（調査監督等）

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

（指示）

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

（再委託の禁止）

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

（労働者派遣契約）

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

（損害賠償）

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

（契約解除）

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。